

2. 富山地域合併協議会設立の経緯について

1 国の取り組みについて

(1) 平成7年3月29日 市町村合併特例法の改正

(同年4月1日施行) 同法の改正により、有効期間が10か年延長され、期限が平成17年3月末までとなるとともに、住民発議制度の創設、過疎債の特例措置の創設などが行われた。

(2) 平成11年7月16日 市町村合併特例法の改正

同法の改正により、合併特例債の創設、地域審議会の設置、地方交付税の合併算定替の期間延長等が行われた。

(3) 平成12年12月1日 行政改革大綱の閣議決定

市町村合併の推進の考え方として、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標する」という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤の強化を図ることを決定された。

(4) 平成13年3月27日 市町村合併支援本部の設置

市町村合併について、国民への啓発を進めるとともに国の施策に関する関係省庁間の連携を図るために、総務大臣を本部長とする同支援本部が設置された。

(5) 平成13年8月30日 市町村合併支援プランの策定

市町村合併支援本部では、市町村合併を支援するため、これまでの行政支援策や財政措置等による支援策に加えて、新たな関係省庁の連携による支援策（道路や下水道などの整備における事業の優先採択など）を盛り込んだ同プランを策定された。

(6) 平成14年8月30日 市町村合併支援プランの改定

市町村合併支援本部では、平成13年8月に策定した支援プランについて、より一層強力な市町村合併の支援を行うため、関係省庁にわたる追加・拡充策を盛り込んだ改定がなされた。

2 県及び民間団体の取り組み状況について

(1) 平成13年3月30日 「富山県市町村合併支援要綱」の策定

市町村広域行政等研究会が、合併パターンを含む広域行政や市町村合併に関する報告書を3月に取りまとめた。県では、その結果を十

分踏まえ、合併に関する議論の叩き台としての同支援要綱を策定された。

(2) 平成13年6月1日 「市町村合併に関するプロジェクトチーム」の設置

市町村合併に関する様々な課題等に対して、総合的、機動的に対応するため、経営企画部市町村課内に同チームが設置された。

(3) 平成13年6月4日 「富山県市町村合併支援連絡会議」の設置

県内の市町村や民間団体等の自主的、主体的な市町村合併に関する取組みを全庁的に支援するための組織として、副知事を長とする同支援連絡会議が設置された。

(4) 平成14年4月1日 「富山県市町村課内に市町村合併支援班」の設置

市町村合併への実務的支援の総合窓口として、各研究会や市町村からの要請に対応するため、市町村課内に同支援班が設置された。

(5) 平成14年7月22日 「富山県市町村合併支援本部」の設置

合併論議の高まりを受けて、県としてより積極的な支援体制を整えるため、平成13年6月に設置した支援連絡会議を改組、充実させて、知事を長とする同支援本部が設置された。

(6) 平成14年8月4日 「富山県の市町村合併を考える県民協議会」の設立

富山県経済同友会では、市町村合併を推進するため県内各界に呼び掛け、同県民協議会を設立された。

(7) 平成15年4月1日 「富山地域合併協議会など3法定協議会」の設立届受理

富山地域合併協議会など3法定協議会が設置され、県においては、その届出を受理された。

3 富山地域合併協議会設立に向けた取り組みについて

《行政の取り組み》

(1) 平成13年7月5日 「第1回富山地域合併に関する研究会」の開催

～平成14年3月29日 以後、平成14年2月25日までの5回に亘り、合併パターン、行財政運営・行政サービスに関するシミュレーションなどを調査・研究し、同年3月に調査研究報告書を作成した。

(2) 平成14年9月6日 「第1回市町村合併に関する懇談会」の開催

合併に関する情報交換する場として、富山地区広域圏構成11市町村の助役級による会議を行った。

(3) 平成14年10月15日 「第2回市町村合併に関する懇談会」の開催

1 1 市町村が合併した場合の財政見通しの試算を行うことについて、了解された。

(4) 平成14年11月12日 「第3回市町村合併に関する懇談会」の開催

1 1 市町村が合併した場合の統一基準による財政見通しの試算方法などについて、意見交換を行った。

(5) 平成14年12月2日 富山市が富山地区広域圏10市町村に対し合併協議会準備会への参加を要請

富山市長が富山地区広域圏の各市町村長を訪問し、合併協議会の準備会（首長で構成）への参加を強く要請した。

(6) 平成14年12月25日 「第4回市町村合併に関する懇談会」の開催

合併協議会の準備会への富山市からの参加要請に対して、上新川郡、婦負郡6町村が参加する旨が示された。

(7) 平成15年1月8日 「第1回富山地域合併協議会設立準備会」の開催

14年度内の法定合併協議会設置を目途に、規約や委員構成、予算などについて協議した。なお、次回準備会から各市町村議会議長に委員として参加いただくことで合意した。

(8) 平成15年2月19日 「第2回富山地域合併協議会設立準備会」の開催

3月議会への「富山地域合併協議会の設置」に関する議案上程について、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、細入村が合意し、発足にあたっての確認書を取り交わした。

(9) 平成15年3月11日 「富山地域合併協議会への参加」を山田村が正式表明

～平成15年3月12日

3月11日、山田村議会において「富山地域合併協議会への加入に関する決議」が採択され、翌12日には、富山地域合併協議会設立準備会座長に対し、村長・村議会議長連名による「参加願い」が提出された。

(10) 平成15年3月17日 「富山地域合併協議会の設置」に関する議案を6市町村議会で可決

～平成15年3月25日

「富山地域合併協議会の設置」に関する議案が、6市町村の3月議会において可決された。

(11) 平成15年3月26日 「第3回富山地域合併協議会設立準備会」の開催

3月議会における山田村の「富山地域合併協議会への参加表明」を受けて、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村の7市町村で、改めて発足にあたっての確認書を取り交わすとともに、正・副会長を決定した。

(12) 平成15年3月30日 「第4回富山地域合併協議会設立準備会」の開催

会長の職務代理者を決定した。

(13) 平成15年4月1日 「富山地域合併協議会事務局」の開設

旧富山駅北土地地区画整理事務所（富山市牛島町5番7号）内に富山地域合併協議会事務局を開設し、6市町村から、事務局長を含め13人の職員が事務従事することとなった。山田村からもオブザーバーとして1人の職員が事務従事することとなった。

(14) 平成15年4月1日 「富山地域合併協議会の設置届出」の県への提出

富山地域合併協議会の設置届を県知事に提出し、受理された。

(15) 平成15年4月11日 「第1回富山地域合併協議会」の開催